

居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準（柏市）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定による長期優良住宅建築等計画の認定に関する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する審査基準は次のとおりとする。

記

1. 柏市地区計画の区域内における取り扱いについて

都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区計画が定められている区域内において、申請に係る建築物が当該地区計画（柏市地区計画区域内建築物制限条例により、建築物等の制限として定められている事項を除く。）に適合しない場合は、認定を行わない。

2. 柏市景観計画の区域内における取り扱いについて

景観法第8条第1項に規定する景観計画が定められている柏市全域において、同法第16条第1項又は第2項の規定による届出が必要な建築物が当該計画に適合しない場合は、認定を行わない。
また、同法第16条第1項又は第2項の規定による届出不要な建築物に関しては、景観計画に規定する色彩基準に適合しない場合は、認定を行わない。

3. 柏市景観まちづくり条例の区域内における取り扱いについて

柏市景観まちづくり条例の一部を改正する条例（平成19年柏市条例第65号）附則第2項の規定により、なおその効力を有するとされる改正前の柏市景観まちづくり条例第8条第1項に基づく重点地区内において、申請に係る建築物が当該景観形成基準に適合しない場合は、認定を行わない。

4. 都市計画施設等の区域内における取り扱いについて

長期優良住宅建築等計画の申請に係る建築物が、次の区域内にないこと。

（ただし、当該建築物が市街地再開発事業の施行区域内の施設建築物である建築物及び土地区画整理事業の施行区域内の除却が不要な建築物のように、支障を及ぼすおそれがないものとして長期にわたる立地について許可等を得ている場合を除く。）

- （1）都市計画法第4条第4項の規定による促進区域
- （2）都市計画法第4条第6項の規定による都市計画施設の区域
- （3）都市計画法第4条第7項の規定による市街地開発事業の区域

附則

この基準は平成21年6月4日から施行する。